

「グリーンインフラ推進戦略2030」の策定について

多様な主体の連携による グリーンインフラの実装

「グリーンインフラ」という言葉が「第二次国土形成計画」（2015年8月14日閣議決定）に政府の文書で初めて位置付けられてから10年が経過した。

この間、国土交通省では、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」の設立・運営や「グリーンインフラ推進戦略2023」（2023年9月）（以下「前戦略」という）に基づくグリーンインフラの実装を推進してきた。前戦略によって、多様な主体の連携によるグリーンインフラの実装が進展し、グリーンインフラ官民連携プラットフォームの会員数も2000者を超えるなど、わが国におけるグリーンインフラの概念が一定程度定着してきており、実装だけではなく、より効果的な導入手法の研究なども進展しつつある。このような中、前戦略の策定から現在に至るまでの間に、「第六次環境基本計画」（20

24年5月21日閣議決定）をはじめとした様々な政府計画の策定や世界各国における自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）に関する取り組みの進展もみられてきている。

さらに、2027年3月から神奈川県横浜市で開催される「GREEN×EXPO 2027」では、サブテーマの一つである「自然との調和」の中で、グリーンインフラにより持続可能で安全かつ魅力ある都市の土台づくりを世界に向けて提案することが位置付けられた。

新戦略の策定背景

このようなグリーンインフラを取り巻く様々な背景等を踏まえ、新たなグリーンインフラ推進戦略のあり方について幅広く議論、検討を行うことを目的として、「グリーンインフラ懇談会」（以下、懇談会）を2025年2月から同年12月までの間に計6回開催した。この懇談会では、筑波大学名誉教授の石田東生座長のもと、様々な分野の有識者にご参画

国土交通省総合政策局環境政策課長

竹内大一郎
たけうち だいいちろう

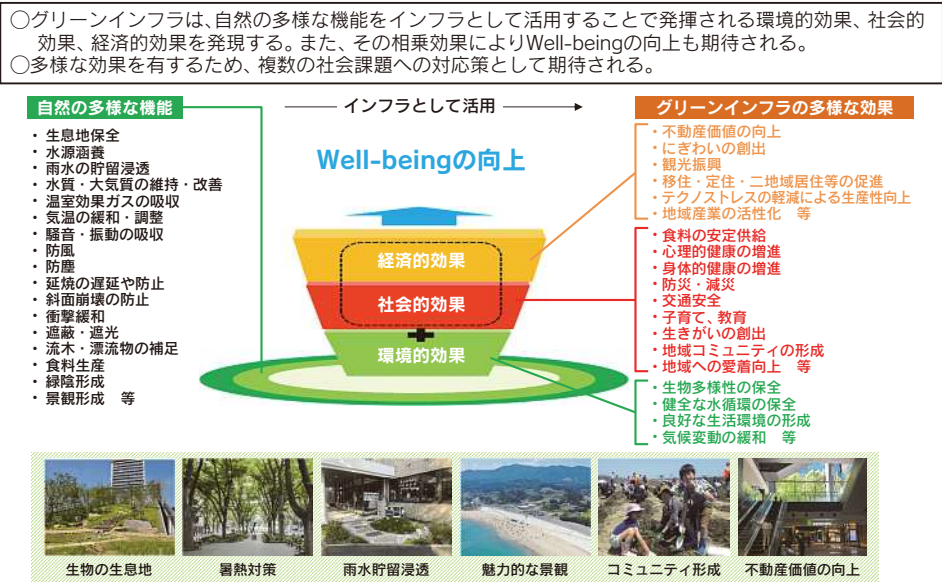


いただき、「グリーンインフラの今後の方向性」について幅広くご議論いただき、2026年1月に「グリーンインフラ推進戦略2030」（以下、新戦略）を策定・公表した。

新戦略では、2025年6月に策定した「国土交通省環境行動計画」に係る実行計画としての位置付けを明確化し、2030年度までを計画期間として位置付けるとともに、官民の関係者が共通して目指す姿として、2030年までに「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」の実現を図り、2050年には「自然共生社会」を実現することを位置付けている。

この「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」とは、グリーンインフラの概念や効果が正しく理解され、その活用にあたって前提となる法制度や社会的枠組み、技術、資金調達手法等が整備されており、その基盤のもと、様々な分野およびステークホルダーの間においてグリーンインフラが当たり前に実装されている状況を指す。

図表 グリーンインフラについて



新戦略では、「グリーンインフラの定義・基本的な考え方」についても改めて整理を行っている。検討にあたっては、懇談会委員以外の有識者からの意見、国内の取り組み事例等も踏まえて整理を行った。

新戦略における グリーンインフラの定義

新戦略の定義では「グリーンインフラとは、自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたって持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの。これは、人と自然の関わりから形成されるものであり、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できる」と定義している。

「グリーンインフラ」は自然の多様な機能を活用した社会資本（ハード）であることを明確化しつつ、その目的や成り立ち、より大きな効果の発揮に必要な計画や維持管理、ステークホルダーなどの活動（ソフト）を位置付けた。

定義以外にも、グリーンインフラの効果や特徴、実装にあたっての留意事項についても整理を行っている。また、「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」の実現に向けて、取

り組んでいくテーマと方向性を「基盤づくりに関する6本柱」として整理するとともに、国土交通省の各局が所管する施策およびグリーンインフラ官民連携プラットフォームの取り組みを「実装に係る施策」として体系的に整理している。これらの「基盤づくり」に関する取り組みと「実装」に関する施策については、ロードマップを作成し、年に1回フォローアップを行うことによって進捗状況の確認を行っていく。

グリーンインフラに関する取り組みは、今後の人口減少社会における地域コミュニティの維持や地域活性化にも資するものであり、都市部だけではなく地方部においても活用可能性が見込まれる。地方部には豊かな自然がすでにある場合が多く、その自然を地域課題への対応策として活用することで適切な維持管理が行われ、結果的に生物多様性の確保につながることを期待される。

国土交通省では、地球規模の社会課題である2030年のネイチャーポジティブの実現に向け、国土・都市・地域づくりを担う国、自治体、まちづくり事業者をはじめ、国民、市民団体、地域コミュニティに至るまでの多様な主体においてグリーンインフラの実装が進むよう取り組みを進めていく。

グリーンインフラに関する取り組みの推進は、社会変革の取り組みである。さらなる普及促進のために必要となる課題について、産学官金の多様な主体が連携しながら取り組み、グリーンインフラの活用が一歩でも二歩でも前に進んでいくことを期待したい。